

令和2年11月15日スタート!!

国分寺市 パートナーシップ 制度



国分寺市男女平等推進条例の基本理念に基づき、「性別に関わりなくだれもが個人として尊重され、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できる」国分寺市を目指した制度です。

一方または双方が性的マイノリティの2人が、パートナーシップ宣誓書などを市に提出すると、市が宣誓を確認したことを示す国分寺市パートナーシップ宣誓書受領証・国分寺市パートナーシップ宣誓書受領証カードを交付します。

次のすべてに該当する方が制度を利用できます。

- 宣誓書提出時に20歳以上である
- 双方が市内に住所を有している。または一方が市内に住所を有し、かつ、他方が3か月以内に市内への転入を予定している
- 配偶者がいない
- 宣誓しようとする相手の他にパートナーシップを有していない
- 双方の関係が民法の近親者間の婚姻の禁止・直系姻族間の婚姻の禁止に該当しない

*制度利用の手続きや必要書類など、詳しくは市HPをご覧ください。



■ 制度に関する問合せ、制度のお申し込み先 【受付時間】月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

国分寺市 市民生活部 人権平和課 人権担当 TEL 042-573-4378

男女平等推進センター(ライツこくぶんじ) 国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階